

平成27年度第3回川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会 議事録

日時：平成27年10月29日（月）19時00分から

場所：総合自治会館 第3会議室

■出席者

委員

（部会長）

鎌倉女子大学短期大学部 教授	佐藤 康富 氏
公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤 夏夫 氏
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長	奥村 尚三 氏
公益社団法人川崎市医師会 副会長	片岡 正 氏
NPO法人 グローイン・グランマ 代表	関 和子 氏
公募委員	竹川 由梨乃 氏
川崎市北部地域療育センター 副所長	地村 明子 氏
田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南 康子 氏
洗足こども短期大学教授	坪井 葉子
株式会社 ぶどうの木 代表取締役	堀 晴久 氏

事務局

市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課長	野神 昭雄
市民・こども局こども本部子育て推進部幼児教育担当課長	大野 明子
同 課長補佐	岡田 健男

傍聴者

0人

■配布資料

議事次第

平成27年度 川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会 運営事務局名簿

第2回 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会 席次表

川崎市子ども・子育て会議条例

資料①：川崎市1号認定保育料の見直しについて

資料②：幼保連携型認定こども園設置認可予定案件の概要資料1：保育所等の利用者負担額（保育

■開会

（事務局から挨拶）

■議事

（開会にあたり、事務局より、全部会委員10名中10名が出席し、会議条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席し会議の定足数を満たし会議が有効である旨、会議条例第7条第3項により、部会長が佐藤委員に指名された旨の説明がなされた。）

【議題】

(1) 利用者負担額のあり方について【審議事項】

【佐藤部会長】 (佐藤委員からの挨拶)

(事務局より説明がなされた。)

< 質疑等 >

【伊藤委員】 市の財政を考えるといたしかたないところもあるが、幼稚園の代表として、保育料の引き上げは賛成できない。保護者にとっては負担が増えてしまうことに関しては反対とさせていただく。

【事務局】 市の財政状況、1号認定と2号認定の保育料を勘案して見直し案を提示させていただきました。御理解いただきたいと存じます。

【奥村委員】 C10階層の負担を上げているが、C10～C14のところでは緩やかに負担をあげていくことはできないのか。

【事務局】 C10を据え置きすることになりますと、C11との差が4,000円となり、間差額が大きくなるため、調整を行うという案です。

【片岡委員】 保育料の値上げは全体の財政にどのくらい寄与するのか。それが分からないと値上げについて妥当であるか分からない。

【事務局】 1号認定保育料の見直しにつきましては、6園、930人試算をしましたところ、年間150万円くらいの影響があります。

【片岡委員】 全体の予算規模でどのくらいになるのか。その金額では財政状況を考えてのことにはならないのではないのか。

【事務局】 今後1号認定が増えていくと見据えて見直しを検討しております。

【奥村委員】 他都市に合わせたという意識が強いのではないのか。

【事務局】 最高保育料につきましても、国基準の上限までという考え方もありますが、隣接の横浜市の状況を考慮し、25,200円といたしました。

【堀委員】 近隣とか国基準もあるが、子どもの未来応援プランの5年をどういう風に描いて、そのためにはどのように財政を確保していくのかを見据え、説明においてもビジョンが必要ではないのか。

【竹川委員】 案による階層をみると値上げすることで、実際に本当に困ってしまう階層ではないと思われるが、幼児教育無償化など聞こえのよいことを耳にしている一方、このように値上げしますという幼稚園からの案内を見て、保護者はなぜ値上げするのか分からないと思う。将来を見据えたプランを保護者に伝える必要があるのではないか。

横浜市では預かり保育も行っており、それを合わせると横浜市内の幼稚園に通わせていると負担は川崎市より大きいと思う。横浜市との比較は保護者としては分かりにくいのではないか。

保護者に伝えるチャンスであると思う。保育料については保護者が最も関心を持つ事柄なので、そこできちんと伝えておくことがよろしいのではないか。

【佐藤部会長】 貴重な御意見ありがとうございます。

1号認定と2号認定、全体的なビジョン、そのようなことを勘案してどのように保護者に伝えていくか、市のほうで検討をお願いします。

(2) 認定こども園の整備計画について

(事務局より説明がなされた。)

<質疑等>

【坪井委員】 保育の目標に記載してある内容が運営方針になっている。こういうところをきちんと指導していただきたい。

【事務局】 認可をする際には指導計画を提出していただき審査をいたします。

【伊藤委員】 幼保連携型認定こども園は幼稚園の廃園届けを県出し、幼保連携型認定こども園の認可申請は川崎市にする。

幼稚園教育をすることには変わらないと思われるが、幼稚園の設置基準を下回ることはないということは、確認できるのか。

【事務局】 幼稚園の設置基準と児童福祉施設である保育所の基準とを比較し、下回ることはないように幼保連携型認定こども園の基準は定められております。

ただし、既存の幼稚園・保育所から移行する場合は、特例が認められています。

【伊藤委員】 2号認定のお子さんについても幼稚園教育を受けることになるが、「2号認定のお子さんのクラスを増やすために幼稚園の基準を下回っても認可するということはない」という理解でよろしいか。保育室のほかに幼稚園の設置基準にある遊戯室も別に確保するということがよろしいのか。1号認定のお子さんがひとりでもいた

ら、遊戯室がないといけないのか。

【奥村委員】 全国的にみたら90㎡の遊戯室を確保しているところは少ないのでないか。

【事務局】 国の基準では、3歳以上については保育室と遊戯室を兼ねることができるとしていますが、神奈川県としては遊戯室を別途設置することになっているので、本市でもそれに合わせた基準となります。

ただし、保育所から移行する場合は、移行特例で、別途遊戯室を設置する必要はありません。

【伊藤委員】 条例には定められていないが。

【事務局】 条例に直接ではなく、要綱で定められています。

【伊藤委員】 幼稚園には特例はないのか。

【事務局】 別の事項では移行特例がございます。

【佐藤部会長】 資料上にはないが、保育者の数については定められていないのか。

【事務局】 必要配置数が定められており、認可の際に定められた数の保育教諭が確保されているか確認します。

【片岡委員】 認定こども園での子育て支援事業は具体的にどのようなことをしているのか。
育児相談事業とあるが、実際どのようなことをするのか。
保護者が相談しに行くのか。イメージがつかめない。

【事務局】 要綱に規定する事業の中から実施することとなっています。地域の保護者や子どもを受け入れますので、専用の部屋が設けられております。

【関委員】 幼稚園で行うプレ保育とは違うのか。週3日の事業を実施するようであるが、プレ保育は3日でも構わないと思われる。
実際どうであるのか。

【事務局】 在園している児童への事業とは異なります。本日の御意見を踏まえ、認可の御報告と併せて状況を説明させていただきます。

【佐藤部会長】 実態をもう少しつかんで欲しい。報告をお願いします。

【坪井委員】 その他の欄に現在1号認定が285名とあるが、認可の予定定員の中に納まるのか。

【事務局】 利用定員は認可の際に設定する利用定員でございまして、2号認定の定員を増やすため、その分、1号認定の利用人数を減らすことになります。3歳～5歳の各年齢の人数は1号認定・2号認定合わせて105人ということになります。

【堀委員】 分園型のようなのであるが、多様な形態は今後検討していかなければならないだろう。

(3) その他

【事務局】 次回は11月30日を予定しております。
会場が決まりましたらお知らせいたします。

■ 閉会

【事務局】 本日は以上でございます。お疲れ様でした。

以 上